



編集・発行／八街市農業委員会 八街市八街ほ35番地29 ☎443-1483(直通)



新春の門出にあたり、皆様方のご多幸を心からお祈り申し上げ、新年のごあいさつといたします。

会長あいさつ

岩品 要助

新年明けましておめでとうございます。
皆様におかれましては、清々しい新春をお健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃より本市の農業委員会活動に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルスが蔓延し大きな問題となりました。感染防止のための外出自粛や三密回避のため人々の行動変動が余儀なくされ、飲食業界などは大きなダメージを受け、それに伴い米や野菜の需要にも大きな変化が出ています。昨秋には感染者数も減少しましたが、今後とも感染終息が見通せない中で、皆様方には感染対策を十分に実施し、健康に気をつけて生活していただきたいと思っております。

農業委員会では、農業従事者の減少・高齢化による担い手不足が進む中で、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消への取り組みとして、昨年、市の農業政策でもあり「入・農地プラン」のアンケート調査にも積極的に関わりました。本年は調査結果を反映させてまいりたいと考えておりますので、引き続き皆様方の一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

農業委員会ホームページを開設しています。

八街市のHP <https://www.city.yachimata.lg.jp>

八街市ホームページ「市役所各課案内」よりご覧いただけます。どうぞご利用ください。

砂ぼこり対策について

冬から春先は、強風により、農地からの砂ぼこりが発生しやすい時期です。

強風により優良な土壌が飛散し、風下の地域へ悪影響を及ぼします。次のような対策で砂ぼこりの発生を抑え、優良な土壌の飛散を軽減する効果がありますので、参考としてください。

○対策1 耕運時期の変更

次の作付けに向けた耕運作業を間近まで控えることや、プラウによる耕起で、飛散を軽減することができます。

○対策2 緑肥作物の播種

緑肥作物(ライ麦・エン麦・小麦等)の播種により、地力増進を図り、継続して利用することで、作物の品質向上も期待できます。また有害線虫の発生を抑制し、優良土壌の飛散を軽減します。

※詳しくは、市役所農政課(☎043-443-1402)へお問い合わせください。

野生鳥獣対策について

市内各所でアライグマ、タヌキ、ハクビシンなどの野生鳥獣による農作物被害が発生しています。鳥獣被害の対策は、捕獲だけでは不十分であり、多面的な対策を講じていくことが重要です。そのため市では、被害軽減に向けて野生鳥獣被害対策協議会を設立しました。また、農政課では、アライグマ、タヌキ、ハクビシンなどの小型獣を捕獲するための「箱わな」の貸し出しを行っております。

※詳しくは、市役所農政課(☎043-443-1402)へお問い合わせください。

《痕跡の特徴》*農林水産省HP「野生鳥獣被害防止マニュアル」より引用



アライグマ



ハクビシン



タヌキ



アナグマ

農業に関するお悩みをご相談ください。 千葉県農業者総合支援センター

千葉県・(公社)千葉県園芸協会・(一社)千葉県農業会議・JAグループ千葉が農業者の相談にワンフロア・ワンストップで対応する総合窓口を設けています。

〒260-0014 千葉市中央区本千葉町9-10 千葉県JA情報センタービル1F
フリーアクセス ☎0800-800-1944 (受付時間/平日9:00~17:00)

FAX/043-310-3187 HP/support.chiba-agri.com

*ご相談はホームページの「ご相談フォーム」からも受け付けています。

農地を貸したい方、農地を借りたい方は 「農地中間管理機構」にご相談ください！

農地中間管理事業とは、担い手への農地集積と集約化を推進し、農地の有効利用や農業経営の効率化を図るため、農地中間管理機構が、農地を貸したい方(出し手)から借り受け、できるだけまとまった形で農地を借りたい方に貸し付ける事業です。(但し、農地の状況により、借り受けできないこともあります。)

農地中間管理機構は、「公益社団法人千葉県園芸協会」が千葉県から指定を受けて事業を進めており、事業の中では、一定の条件を満たした農地の出し手(農地を貸した方)に支援も行ってまいります。

農地を貸したい、借りたいという意向がある方は、是非ご活用ください。

※相談またはお問い合わせ先

千葉県園芸協会(☎043-223-3011)または、市役所農政課(☎043-443-1402)

ストップ! 違反転用

農地を農地以外の用途に使用する場合(転用)や農地の埋立て・盛土をする場合は、千葉県知事の許可が必要となります。また、農地には遊休農地も含まれるとともに、登記簿の地目が農地以外(山林や雑種地など)であっても登記簿の地目のみによって判断されず、土地の客観的な状況(地目、現況、過去の経緯、利用状況等)によって、農地として判断される場合もありますので、ご不明な場合は事前に農業委員会にご確認下さい。

また、農地法の転用許可が必要であるにも関わらず、これを受けずに農地以外の用途に使用している場合は、違反転用となり、農地の所有者を含めて違反転用者には厳しい措置がとられることがあります。

農地法の
罰則



3年以下の懲役 又は 300万円以下の罰金
(法人は1億円以下の罰金)

※農業委員会事務局(☎043-443-1483)の他、印旛農業事務所(☎043-483-1129)
県農林水産部農地・農村振興課(☎043-223-2828)でも相談を受け付けています。

全国農業
新聞



～農業・農政の情報誌～

全国農業新聞を購読しましょう

○毎週金曜日発行

○購読料 1ヶ月 700円

※お申し込みは、農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局

農業者年金に加入しませんか

農業者は広く加入できます

- ①年間農業従事60日以上
- ②国民年金第1号被保険者
- ③20歳以上60歳未満であれば加入OK

少子高齢化に強い積立方式
自分で積み立てて、
将来、自分で受け取ります

終身年金で
80歳まで保証付き!

保険料の額は範囲内で
自由に決められます
(月額2万~6万7千円)

一定の要件を満たす
農業者には保険料の
補助制度もあります

途中脱退や再加入も
できます

公的年金ならではの
税制上の大きな優遇措置

- ①支払った保険料は
全額社会保険料控除
- ②運用益も非課税
- ③将来、受け取る年金も
公的年金控除の
対象となります



☆農業者年金の受給額の試算

加入年齢	納付期間	保険料納付総額	年金額(年額)		想定される受給総額	
			男性	女性	男性	女性
20歳	40年	960万円	76万円	64万円	1,624万円	1,717万円
30歳	30年	720万円	50万円	42万円	1,078万円	1,139万円
40歳	20年	480万円	30万円	25万円	638万円	675万円
50歳	10年	240万円	13万円	11万円	284万円	301万円

※通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.25%となった場合の試算です。受給総額は65歳での農業者年金加入者について想定している平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

☆保険料支払いによる節税効果(所得税・個人住民税・復興特別所得税)の目安

課税対象所得	税率	保険料月額2万円(年額24万)の場合	保険料月額6万7千円(年額80万4千円)の場合
195万円以下	15.1%	3万6千円	12万1千円
195万円超330万円以下	20.2%	4万8千円	16万2千円
330万円超695万円以下	30.4%	7万3千円	24万4千円

※保険料支払い分で控除される所得税+復興特別所得税+個人住民税の額の試算です。

農業者年金受給者の方へ — 現況届は毎年必ず提出しましょう! —

現況届は5月末日までにご自宅へ郵送されますので、氏名等をご記入のうえ(代理人でも可)、**6月30日までに農業委員会へ提出**してください。

現況届が提出されずに、農業者年金基金において受給者の確認ができないと、11月以降の年金の支払いが差し止められますので、ご注意ください。

※詳しくは、農業委員会事務局(☎443-1483)へお問い合わせください。